

H19_Ⅱ 都市公園の収益構造の再構築に関する調査

調査項目 都市公園の収益構造の再構築に関する調査

調査年次 平成19年度 章番号〔Ⅱ〕

目的

過年度検討で得られた知見を踏まえ、政令指定都市が抱える政策的課題とサービス提供に係る民間との連携を巡る課題群を明らかにし、課題群ごとの新しい民間連携・収益構造改善のモデル的検討を行い、公園類型別、課題別の具体的な民間事業者との連携方策を提案する。

概要

モデルの実現性や実現化過程での課題を探るために、民間企業等のニーズを把握し、モデル検討の実効性を高めるとともに制度改善に向けた検討を行った。

結果

■ CSRによる企業連携のあり方

・CSRの観点から公園と企業の連携のあり方として、9つの連携タイプを想定し、各市への調査により実現性と課題を明らかにした。

■ 収益の受け皿に関する調査

連携の課題となっている寄付金やイベント等による収益の受け入れ先について、全国の都市緑化基金の設置状況を調査するとともに、調査により基金等の有無とその内容について把握した。

調査の結果、多くの自治体が緑化基金等で有していることが明らかになった。用途としては民有地の緑地保全や緑化事業などが多く、都市公園の整備や維持管理には活用できない基金が多いものの、条例を改正して運用の方法・範囲を変えることが検討できると考えられた。また、企業や市民側から見て基金がどのような使われ方をしているか見えにくいため、行政側でも広報やホームページ、自治体の行事・催事などを活用した集金のための努力が必要であることが明らかになった。

■ 屋外広告物の許容範囲の検討

企業との連携による都市公園の施設整備や維持管理を行う場合、協力の見返りとしてネームプレートや看板等に企業名を掲示することが検討されるが、この際の屋外広告物の扱いが課題となる。

調査の結果、都市公園を屋外広告物の禁止地域に指定している自治体と指定していない自治体があるが、指定している場合でも、看板やポスターなど仮設のものについては許容範囲内となっている。また常設のものについても、寄付者等の名称表示については、施行規則でサイズや設置箇所等について規制を設けた上で許容の範囲内となっている。

運動施設のネーミングライツ等における広告表示については、広告としての扱いをどこまで許容できるか、各自治体によっても解釈が異なる状況であった。今後、都市公園の公共性を保ちながら企業との連携による公園施設の整備や維持管理を推進していくためには、都市公園における屋外広告物の許容範囲について、方針を明示する必要があることが明らかになった。

■ アンケートによる企業ニーズの把握

大阪市の協力のもと大阪市鶴見緑地をケーススタディとして、大阪市内に本店をおく企業を対象に、公園を活動の場とした社会貢献活動についてのアンケート調査（52社配布、うち13社回収（回収率25%）、うち1社はヒアリング）を実施した。

企業が社会貢献として行う活動は、大規模な樹林地の維持管理や事業所周辺地域の環境向上が中心となるため都市公園で実施する理由付けが難しく、また企業側は多くの人が集まる都市公園は企業PRの場として可能性があるものの、公共施設ゆえの制約条件も多いと考えていることが明らかになった。

■ 都市公園における企業との連携方策の検討

企業の連携ニーズが高い都市公園として、Ⅰ．大規模な樹林地などの自然的魅力を有する都市公園、Ⅲ．企業の事業所等の近隣に立地する都市公園、Ⅱ．規模が大きくアクセスの利便性が高いなど集客力のある公園の三つの条件の都市公園について、それぞれ連携内容を検討し、物品寄付のみの場合には、資金の受け入れ先や企業との関わり方に関する課題や都市公園法・条例等による制約が少ないため、比較的実現しやすいと考えられる。また、企業によるイベントやボランティア支援等については課題が多いものの、企業の社会貢献活動として意味のあるものであるな

調査項目 都市公園の収益構造の再構築に関する調査

調査年次 平成 19 年度 章番号 [Ⅱ]

らば、企業の参画が得やすいと考えられる。

課題

企業連携における企業側のニーズと公園管理者（自治体）側のニーズとの乖離は認められるものの、民間の活力を活かした新しいサービスの提供などが市民の公園利用の増進につながり、長期的な視点で公園マネジメントにプラスの効果を与えることが期待できる。こうしたことから、今後はネーミングライツやCSRのほかにも、様々な手法によるにおける企業との連携のあり方を検討していくことが重要であることが明らかになった。

調査結果反映等

キーワード

収益構造、企業連携、民間連携、CSR、アンケート、企業ニーズ、公園類型別

事例公園等

- ・ CSRによる企業連携のあり方
(札幌市、仙台市、新潟市、東京都、千葉市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、京都市の回答)
- ・ 収益の受け皿に関する調査
(調書送付。仙台市、東京都、千葉市、川崎市、堺市の回答)
- ・ 屋外広告物の許容範囲の検討
(仙台市、東京都、千葉市、川崎市、堺市の回答)